

寒川町告示第 129 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり町道路線を認定し、同法第 18 条第 1 項の規定により町道路線の区域を決定し、及び同条第 2 項の規定により平成 27 年 12 月 28 日から供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、平成 27 年 12 月 28 日から平成 28 年 1 月 18 日まで縦覧に供する。

路線番号	路線名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)
01047	田 端 47 号線	田 端	862 番 12 地先	4.50	34.50
		田 端	862 番 15 地先	5.00	
04040	大 曲 40 号線	大曲一丁目	96 番 1 地先	4.00	67.20
		大曲一丁目	96 番 7 地先	4.50	
05113	岡 田 113 号線	岡 田	1009 番 3 地先	4.20	57.90
		岡 田	2394 番 22 地先	5.00	
07055	小 谷 55 号線	小谷一丁目	640 番 15 地先	4.50	56.00
		小谷一丁目	640 番 26 地先	5.00	
09134	宮 山 134 号線	宮 山	2067 番 8 地先	4.50	34.40
		宮 山	2067 番 12 地先	4.50	
09135	宮 山 135 号線	宮 山	3625 番 5 地先	4.00	47.00
		宮 山	3625 番 11 地先	4.50	
09136	宮 山 136 号線	宮 山	1291 番 1 地先	6.00	107.70
		宮 山	1291 番 15 地先	6.00	
10147	倉 見 147 号線	倉 見	2069 番 16 地先	4.50	39.20
		倉 見	2069 番 13 地先	5.00	

平成 27 年 12 月 28 日

寒川町長 木 村 俊 雄